

岡山県小児死亡事例に対する死亡時画像診断（Ai）に係る撮影経費支弁要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣 旨) (略)</p> <p>(支弁の対象) (略)</p> <p>(参加登録の報告) (略)</p> <p>(撮影の報告) (略)</p> <p>(支払) (略)</p> <p>(支弁額) 第6条 支弁額は1件当たり、<u>54,000 円</u> (消費税額及び地方消費税の額を含む。) とする。</p> <p>(その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成27年度から適用する <u>2 この要綱は、令和元年度から適用する</u></p>	<p>(趣 旨) (略)</p> <p>(支弁の対象) (略)</p> <p>(参加登録の報告) (略)</p> <p>(撮影の報告) (略)</p> <p>(支払) (略)</p> <p>(支弁額) 第6条 支弁額は1件当たり、<u>21,600 円</u> (消費税額及び地方消費税の額を含む。) とする。</p> <p>(その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成27年度から適用する</p> <hr/>